

## 地域連携室業務委託契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 福里 吉充（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、地域連携室業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

### （総 則）

第1条 乙は、地域連携室業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を別に定める各仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

3 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

### （委託金額）

第3条 この契約に基づく委託金額の総額は、 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とし、月額は 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とする。

2 第1項で定める委託金額に係る消費税額及び地方消費税額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 同条第1項の委託金額は、経済状況の変化、その他委託金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、改訂することができる。

4 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

### （契約保証金）

第4条 この契約にかかる保証金は、 円とする（又は沖縄県財務規則第101条第2項第 号の規定により、免除する）。

### （委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、当該月の業務完了後、翌月の10日までに当該月の業務委託料を甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙は、甲が自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に基づいた率により計算した遅延利息を甲に請求できるものとする。

(業務監督者及び業務責任者)

第6条 乙は、現場において直接業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)及び業務従事者を指揮又は業務の遂行に必要な事務を司る責任者(以下「業務責任者」という。)並びに各業務を統括する監督者(以下「業務監督者」という。)を定め、書面をもってその氏名等を甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 業務責任者は、業務従事者を兼ねることを妨げない。

3 業務監督者は、業務責任者を兼ねることを妨げない。

4 乙は、業務従事者、業務責任者及び業務監督者(以下「従事者」という。)に業務の遂行に必要十分な技能を修得させ、万全を期するとともに風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、健康管理に努めなければならない。

5 乙は、従事者に乙の定める制服を着用させるとともに、氏名を明示させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

6 甲は、円滑適正な業務遂行上、乙に改善を求めることができるものとし、乙はこの場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(感染症対策)

第7条 乙は、従事者に対し仕様書で定める感染症について、ワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

(業務遂行の計画及び報告)

第8条 乙は、この契約に関する年間計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

2 乙は、実施結果を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第10条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(法令上の責任)

第 11 条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(機器等の提供及び光熱水費等の負担並びに善管注意義務)

第 12 条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料(以下「機器等」という。)を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙が使用する電話料及び光熱水費等は、業務の処理上甲が必要と認める場合の限りにおいて、甲の負担とする。

3 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故が起きないように常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

4 前項の事故が発生したとき、又はその恐れがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約を履行するうえで乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第 16 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。

3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して 3 か月前に通知しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より 60 日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 18 条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(予算の減額による契約の解除)

第 19 条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約の内容を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙で十分に協議したうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することが出来る。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(履行不能の場合の措置)

第 20 条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(事務の引継)

第 21 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継ぎを受けなければならない。

2 この契約が終了したとき、又は解約された場合、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する事項について甲と乙との間に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長 福里 吉充

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○ ○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

(別 記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。